

## 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会に関する意見

2014.7.31

宍戸常寿（東京大学）

○今般の検討に当たっては、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（以下、大綱という）における「3つの宿題」である、

- ① 「行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い」（大綱 10 頁）、
- ② 「総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係」（大綱 14 頁）、
- ③ 「行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び事業者間のルールの整合性」（大綱 15 頁）

について、

（ア）可能なかぎり個人情報保護法の改正と整合的な結論を示すか、

（イ）そうでない場合には、なぜ今日でもなお行政機関個人情報保護法（以下、行個法という）等において特別のルールを採用するのか、具体的で説得的な理由を示すべきである。

○今般の検討に当たっては、大綱の「基本的な考え方」における、

- ① 機動的な対応を可能とするために
- ② 確実な制度執行を行うために
- ③ 制度の国際的な調和のために

の観点（大綱 7 頁参照）から、行政機関・独立行政法人等におけるパーソナルデータの取扱いについても、時代環境の変化等を踏まえ、検討を進めるべきである。

とりわけ、わが国の個人情報保護法制が前提としている OECD プライバシーガイドライン（1980年）が2013年に改正されたことを踏まえて、行個法等についても見直しの必要がないか、専門家のヒアリング等も行いながら、検討すべきである。

○医療情報等の扱い（大綱 8 頁）について、

- ① 行政機関・独立行政法人等における課題、
- ② 行政機関個人情報保護法（以下、行個法という）等の改正によって対処すべき課題か、
- ③ 行個法等の改正によるべきでないとするれば、保護と利活用の促進を実現するためにどこでどのような検討が必要なのか

について検討すべきである（仮に、③も総務省の所管を超えるというのであれば、第三者機関において今後、一元的に検討すべきことを、提言すべきである）。

○個人情報保護法の目的・基本理念（大綱10頁）について、プライバシー保護が謳われるよう改正作業が進む場合には、行個法等も整合するように改正を検討すべきである。

○個人情報保護法の保護対象の明確化等（大綱10～11頁）について、「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」が行個法上の「個人情報」に含まれるかどうか検討し、含まれない場合には整合するように改正を検討すべきである。

○機微情報の扱い（大綱11頁）について、行個法等も、個人情報保護法の改正作業とも整合するように、検討すべきである。

○行個法における総務大臣の権限、独立行政機関個人情報保護法における各主務大臣の権限（大綱14頁）について、第三者機関がEUデータ保護規則における充分性認定を受けられる等、プライバシーコミッショナーとして世界的に認知されるためには第三者機関に移管する必要があるかどうか、専門家のヒアリング等も行いながら、検討すべきである。

○いわゆる小規模事業者の取扱い（大綱16頁）に関連して、個人情報ファイルの本人数を千人と定めること（行個法施行令第5条）が適当かについて、検討すべきである。

以上